

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和5年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日）に納められた保険料の全額です（令和5年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

このため、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者あてに発送されます。令和5年1月1日から令和5年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には令和5年10月下旬から11月上旬に発送、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの間に納付された方には、令和6年2月上旬に発送される予定ですので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利だけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一の時にも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

国保病院のお医者さん

炎症とACPIについて

内科医 吉武 英子

井上ひさしの“難しいことをやさしく、優しいことを深く”という言葉にちょっと感動します。そんな意味で“炎症”という言葉の説明します。

日常の診療で医療者にとってはとても便利な言葉なのですが、皆さんにとってはわかるようでわからない言葉かもしれません。定義としては、“痛くて、熱があって、赤く腫れている”状態ですが、はちの巣に敵がやってきたときに一斉に攻撃する様子を思い浮かべて下さい。自分たちを守るために戦っています。人間の体も細菌、外傷など自分の害になるような刺激に対して、はちの攻撃のように、血のめぐりをよくして兵力を供給しつつ、血液の中の戦士役である白血球がさまざまな作戦で戦います。これは自己防衛ですが、体には苦痛に感じることも多いのです。

大雑把にいうと、投薬などの応援を受けながらも炎症という戦いに挑むのが病気の過程とってよいかもしれません。ですから、炎症という悪いイメージをもちやすいのですが、自分を守るための戦いということもわかっていただけたらと思います。

次は、ACPです。

最近の医師会のおすすめは、急変や重大な疾患に陥る、認知症がすすむなど、“もしものとき”のために前もって延命治療の有無など、どこでどんな治療を望むのか考えておこうというものです。（略してACP）

このようなときに、自分の希望を伝えることができない可能性が高いのです。現在では、ご家族にその方針を委ねざるを得ないことも多いのですが、必ずしも本人のそれと一致しているとは限らず、家族も本人の希望を知っていると葛藤も減ります。

一方、医療を担う病院がその希望に対応できるかという問題もあります。コロナにより日本中の医療は混乱しましたが、今後は当町を含め、特に田舎の病院、医院では現在の医療体制の維持が難しくなることが予想されます。ですから、本当に何を希望するのか、ご自分のACPとともに、皆さんの病院のACPについても考えていただけるとありがたいです。